

茂原市立二宮小学校及び茂原市立緑ヶ丘小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 茂原市立二宮小学校及び茂原市立緑ヶ丘小学校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、茂原市立二宮小学校及び茂原市立緑ヶ丘小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 統合校の名称、校歌及び校章等に関すること。
- (2) 通学路及び通学手段に関すること。
- (3) その他統合準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 両校の保護者を代表する者
- (2) 両校の通学区域内の住民を代表する者
- (3) 両校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務が終了するまでとする。

2 委員が前条の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を選任する。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 準備委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、準備委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の記録)

第8条 教育委員会は、次の事項を記載した会議の記録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他必要な事項

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、教育部教育総務課及び学校教育課において共同で処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。